

ヘレスノーブルライトジャパン株式会社 購買に関する一般取引条項

1. 一般事項

ヘレスノーブルライトジャパン株式会社（東京都文京区大塚 2-9-3 住友不動産音羽ビル 1 階、2 階（以下、「ヘレス」）のすべての発注書（以下、「発注書」）は、商品の配送および売主（以下、「売主」）によるサービスの提供に関して、次の一般的な購入条件（発注書とこれらの条件 以下、総称して「購入契約」）を適用します。売主が提示する条件に矛盾するものが含まれている場合、それらは提案と見なされ、ヘレスによって書面で受け入れられた範囲内でのみ有効になります。この購入契約に基づき、売主は販売に同意し、ヘレスは発注書に記載されている特定の商品、製品、またはサービスの購入に同意します（「商品」）。

2. 注文、注文の受諾

発注書は、売主が (a) 発注書の表紙に文書で注文を受諾した旨を示した日付、(b) 製品の出荷、または (c) ヘレスが発注書または指示書を発行してから 5 営業日以内に、ヘレスに対して書面による注文受諾の通知がなされなかった時点のいずれかの早い日において、売主によって注文が受諾されたみなされます。ヘレスは、売主が受諾するまでの間、注文書を取り消すか、あるいは変更することができるものとします。

3. 品質、梱包および書類

3.1 品質 売主は、本購入契約に基づいて提供されるすべての商品が、該当するヘレスの仕様および要件に厳密に従って製造されることに同意し、表明し、保証するものとします。特に指定のない限り、商品は新しい素材のみで構成されるものとします。

3.2 梱包 商品は安全に梱包される必要があり、出荷時に出荷した商品の正確な数量と説明を記載した文書を含めるものとします。

4. 出荷と配送

ヘレスは効率的に業務を遂行するため、指定された日付に注文品の納入を求めます。売主は、出荷または配達の前送される遅延を直ちにヘレスに報告するものとし、売主が本購入契約の条件に従って配送を行わなかった場合、ヘレスは売主に対して責任を負うことなく、発注書の全部または一部を解除する権利を留保するものとします。

5. 検査

ヘレスは納入された商品を検査し、あるいは拒否する権利を留保します。欠陥品または不適合品は保管されますが、売主の指示によって返品するものとし、保管および返品の費用は売主の負担とします。検査前の代金支払いは検収とはみなされません。支払いが行われた場合でも、ヘレスの売主に対するいかなる申し立てにも影響を及ぼさないものとします。

6. 製造プロセスの変更

売主は、(i) 商品の適合、形態または機能に重大な影響を与える可能性のある商品に関する製造プロセスまたは製造場所の変更、および (ii) 生産の中止計画について、ヘレスに対して事前に書面で通知することに同意します。係る物品については売主が生産を停止する前に、最大 1 年間ヘレスは「最終の購入」を行う権利

を持つものとします。

7. 解約

規定にかかわらず、ヘレスは、以下のいずれかが発生した場合、売主への書面による通知により、発注を解約あるいは購入契約を終了することができるものとします。

- (1) 売主が違反した場合、または以下の条項についてヘレスが、売主が違反したと合理的に信じる場合。
- (2) 売主が解散する場合。
- (3) 破産、破産に関連する法律に基づく自発的または非自発的な届出の提出、裁判所による一時的または恒久的な受取人、受託者または管理人の売主の事業に対する任命、または債権者の利益のための売主の資産の譲渡、または
- (4) 売主が株式または株式所有権の譲渡または実質的にすべての資産の売却を通じて第三者に事業を売却する場合。

8. 製品保証および補償

8.1 保証 売主は、すべての商品が (a) ヘレスが提供する説明または仕様に適合し、(b) 素材、設計および仕上げに欠陥がないこと、および (c) ヘレスへの納入後 365 日間は販売可能な品質であることを明示的に保証するものとします。第 8.1 項に基づく保証は納入後も有効であり、ヘレスの商品の受理または商品の支払いの理由によって放棄されたとは見なされません。この 8.1 項に基づく保証からの逸脱は、ヘレスの書面による承認が必要です。

8.2 保証の請求 売主が欠陥品または不適合品を納入した場合、ヘレスは (a) 欠陥品または不適合品の一部または全部を受け入れ、それらに関連する損害賠償請求を行うことができる、あるいは (b) 一部またはすべてを拒否することができるものとし、(c) ヘレス単独の選択で、商品の迅速な修理または交換を売主に要求することができるものとします。ヘレスは欠陥または不適合を修正することもでき、売主は関連する費用をヘレスに払い戻すものとする。

8.3 返品 8.2 に基づき、ヘレスの通知から 10 日以内に売主が商品を交換できない場合、ヘレスは当該商品を直ちに売主に返品することができるものとし、売主はヘレスが支払った全額を速やかに返金するものとする。

8.4 非侵害 売主は、商品が第三者の特許、商標、著作権、企業秘密、またはその他の知的財産権を侵害、悪用していないことを保証する。

8.5 侵害補償 売主は、本購入契約に基づいて購入された商品について、第三者の権利に関する知的財産権侵害の申し立て、訴訟、または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任、および費用から、ヘレスとその関連会社、役員、取締役、従業員、代理人に対して請求が生じないことを補償するものとします。売主は、ヘレスとその関連会社、およびそれぞれの顧客が権利侵害とされる商品を組み込んだ製品を引き続き使用、製造、販売、販売するためのライセンスを取得し、8.5 に基づく義務を履行することができます。

8.6 製造物責任補償 売主は、購入契約に基づいて購入された商品について、人身傷害または物的損害を主張する申し立て、訴訟、または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任、費用から、ヘレスとその関連会社、役員、取締役、従業員、および代理人に対して請求が生じないことを補償するものとします。

9. 機密情報および財産所有権

9.1 開示 売主が当該発注書の内容を履行するために必要だとヘレウスが判断する場合、特定の情報（書面および口頭で）、知的財産、消耗品、図面、ソフトウェア、仕様、ツール、機器、金型、備品、およびその他の所有物を売主に提供することができるものとします（「以下、機密情報」）。機密情報はヘレウスに所有権が帰属する機密とします。売主は、自身の機密情報に使用するのと同程度の注意を以って機密情報を保護するものとし、更に合理的な注意を払うものとします。売主は、ヘレウスの書面による事前の同意なく（a）売主が購入契約に基づく義務を果たすために必要な従業員を除き、購入契約の条件を含む機密情報を開示することを禁止します。また、（b）売主が購入契約に基づく義務を履行するために必要な場合を除き、機密情報を使用すること、並びに（c）機密情報を第三者に伝達することを禁止します。

9.2 返却 注文書に基づく取引完了後、書面によるヘレウスの指示に従い、売主は機密情報またはコピーを破棄または返却するものとします。売主は機密情報の紛失、損傷、誤用について責任を負うものとします。ヘレウスより合理的な要求があれば、売主は機密情報を保護するためにヘレウスとより広範な機密契約を締結するものとします。

9.3 ライセンスの許諾 購入契約で規定されている場合を除き、ヘレウスは、売主に機密情報のライセンスを付与しないものとします。

9.4 所有権 ヘレウスは、すべての機密情報、ヘレウスの製造活動中に生成されたその他の財産、および製造プロセス中にヘレウスによって行われた商品の改善に対するすべての権利、権原、利益を常に保有および保持し、ヘレウスによる改良、追加が施された商品の所有権はヘレウスに帰属する。

10. 法令遵守 ヘレウス行動規範

10.1 法令遵守 発注書の内容を履行する際、売主は、以下を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての連邦法、州法、地方法、政府規制を順守するものとします。（a）商品の製造、販売、配送、（b）労働安全衛生、（c）死亡、負傷または損傷からの人および財産の保護、（d）平等な雇用機会を含む労働と雇用、（e）税金、（f）輸出管理、（g）環境および有毒または危険物質の使用、取り扱い、保管、ラベル表示、および廃棄、（h）資金洗浄、贈収賄、反テロリズム、貿易禁輸措置、および経済制裁。

10.2 ヘレウス行動規範 ヘレウスは、ヘレウス行動規範に記載のとおり、責任ある事業活動のための特定の原則を採用しています。写しは売主が利用できるようになっています。売主はヘレウスの行動規範に従い、購入契約に基づいて履行するものとします。

10.3 法令遵守に関する補償 売主は、売主が本規定に違反したことに起因して行われる主張、申し立て、訴訟または訴訟から生じる請求、損失、損害、責任および費用を負担し、ヘレウスとその関連会社、役員、取締役、従業員、および代理人に対して、請求が生じないことを補償するものとします。

11. 準拠法 仲裁及び仲裁地

11.1 準拠法 購入契約は、抵触法の規定に関係なく、日本の法律に従って解釈され、日本法のみ準拠する。

11.2 調停および調停地 ヘレウスと売主は誠意のある交渉を通じ、購入契約について、またはこの購入契約に関連して発生する紛争を解決するために努力するものとします。合理的な期間内に誠

実な交渉を通じて紛争を解決できない場合、購入契約に基づいて提起された訴訟は東京地方裁判所を第一管轄とする。

12. 一般条項

12.1 完全合意 購入契約および仕様書を含む購入契約で参照される文書は、ヘレウスと売主の完全な理解と合意を構成するものであり、購入契約の内容に関するそれ以前のすべての口頭または書面による交渉と合意に優先する。条件の対立については次の優先順位で解決を図るものとする。（a）発注書の力特注された条件、（b）購入契約、（c）購入契約を明示的に修正するヘレウスと売主の双方の代表権者が署名した書面による契約。書面で作成され、ヘレウスおよび売主に代わって正式に認可された役員または代表者が署名した場合を除き、購入契約の変更または修正は無効とする。

12.2 可分性 購入契約のいずれかの条項が法律で禁止される場合、または管轄裁判所により違法、無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き完全に有効なまま存続する。

12.3 権利不放弃 ヘレウスまたは売主が購入契約に基づく条項を要求または活用しなかった場合でも、条項を要求または活用する権利を放棄したものとはならない。

12.4 譲渡禁止 ヘレウスあるいは売主は、相手方の事前の書面による同意なしに、この購入契約の地位又は権利義務の全部もしくは一部を第三者に対し、譲渡、貸与または担保の供することはできない。事前の書面による同意を得た場合、（a）関係者、あるいは（b）契約当事者のすべてまたは実質的にすべての資産を取得する第三者に対して、資産の売却、合併またはその他の手段により譲渡することができるものとする。この場合でも購入契約に規定された条項を履行する義務は存続するものとする。

12.5 通知 特に断りのない限り、購入契約に基づくすべての通知または通信は、ヘレウスが指定する住所あるいは地番に、あるいは発注書の連絡先に送付しなければならない。